

## お知らせ

### 国の行政相談 特設相談会

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国の仕事や関係行政機関の仕事について困り事やご意見などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などをします。

☎5月21日(火)午前10時～午後3時 場 忠生市民センター1階ロビー／行政苦情110番(総務省行政相談センターきくみみ東京) (☎0570-090110、IP電話の方☎03-3363-1100)でも相談を受け付けています。

☎広聴課☎724-2102

### 空家アドバイザーを派遣しています

市では、空家対策の一環として、建築士を空家アドバイザーとして派遣しています。詳細は市HPをご覧ください。

☎市内に空家を所有している方、今後空家になる可能性のある家屋を所有している方、町内会・自治会の方、空家利活用希望者等☎電話で住宅課(☎724-4269)へ。

### 赤十字の活動へご協力ください 5月は赤十字運動月間です

日本赤十字社は、皆さんの善意によって支えられている活動資金により、国内外における災害や

紛争による被災者への救援活動や献血の推進など、生命と健康を守るための活動を行っています。赤十字運動月間に当たり、町内会・自治会の方が、赤十字の協賛委員として皆さんのご自宅を訪問させていただきます。活動資金のご協力をお願いに伺う場合があります。ご理解ご協力をお願いします。

☎福祉総務課☎724-2537

### 6月10日から受付開始 住宅バリアフリー化改修工事助成金

市では、住宅のバリアフリー化のための改修工事に対して助成を行っています。原則、市内事業者が施工する改修工事が対象です(既に契約している工事は助成の対象外)。その他制度の詳細は、市HP(右記二次元コード)をご覧ください。

☎対工事をを行う市内の住宅にお住まいの方(賃貸を除く)☎受付期間6月10日(月)から(先着順)／予算上限に達し次第、受け付けを締め切ります。

☎住宅課☎724-4269

### 重要土地等調査法に基づく「注視区域」の指定

重要土地等調査法に基づき、4月12日に市内の一部の区域が注視区域として指定され、5月15日に施行される予定です。施行日後は、指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設等の機能を阻害する行為が行われることを防止するため、内閣府が区域内の土地・建物に関する調査を行います。詳

細は市HP(右下記二次元コード)をご覧ください。か、内閣府重要土地等調査法コールセンターへお問い合わせください。



☎注視区域陸上装備研究所(相模原市)、相模総合補給廠を中心とした周囲おおむね1000メートルの区域

☎内閣府重要土地等調査法コールセンター☎0570-001-125(受付時間=月～金曜日、午前9時30分～午後5時30分)、町田市企画政策課☎724-2103

## 子ども・子育て

### 絵本の読み聞かせ講座～基礎編

☎市内小学校・学童保育クラブなどで読み聞かせに関わる活動をしている保護者・ボランティア☎①6月6日②6月27日、いずれも木曜日午前10時10分～正午☎①中央図書館②金森図書館☎主に小学校低学年を対象にした本の選び方や読み聞かせ方について☎定①20人②15人／申し込み順☎5月1日午前10時から直接または電話で①中央図書館②金森図書館へ／申し込みは2人まで。同一講座のため、どちらか一つを選んで申し込みしてください。

☎☎①中央図書館☎728-8220②金森図書館☎710-1717

## 災害時協力協定を締結しました

☎防災課☎724-3218

市では、大規模な災害が発生した際に備え、他自治体や企業等のさまざまな団体と災害時協力協定を結び、災害時における対策を実施しています。

### ●「避難施設及び避難広場利用に関する協定」の締結

学校法人日本大学第三学園と「避難施設及び避難広場利用に関する協定」を締結しました。これにより、災害時における避難施設を確保し、避難対策のさらなる充実を図ることができました。

### ●「災害時における給電車両貸与に関する協定」の締結

日産東京販売(株)及び日産自動車(株)、S&D多摩ホールディングス(株)及びトヨタS&D西東京(株)、飛鳥交通カンツリー(株)と「災害時における給電車両貸与に関する協定」を締結しました。これにより、災害時に給電車両の貸与を受けることができるようになり、電力確保についてさらなる充実を図ることができました。

## 該当する方は申請を 児童育成手当

☎子ども総務課☎724-2143

児童育成手当は、新年度の申請を受け付けています。

新年度の資格は、2024年度(2023年中)の所得で審査します。前年度は所得超過で支給されなかった方や、まだ申請していない方等で支給

対象と思われる方は申請してください。制度の概要、限度額は下表のとおりです。

※既に受給中の方は、申請の必要はありません。6月に更新手続きとして現況届をお送りします。

### 手当の種類と対象等

名称	対象	支給月額	申請に必要なもの
児童育成手当(育成手当)	18歳到達後の最初の3月末日までの児童を養育しているひとり親家庭または父か母が重度の障がいを持つ家庭	1万3500円(請求翌月から)	請求者及び対象児童のマイナンバー、請求者の本人確認書類(マイナンバーカード等)、戸籍謄本(請求者及び児童のもの)、振込先口座の分かるもの(請求者名義)等
児童育成手当(障害手当)	一定の障がいを持つ20歳未満の児童を養育する家庭	1万5500円(請求翌月から)	障害者手帳または所定の診断書、請求者及び対象児童のマイナンバー、請求者の本人確認書類(マイナンバーカード等)、振込先口座の分かるもの(請求者名義)等

### 2024年度(2023年中)所得限度額表(前年度と同額)

扶養親族等の数	所得限度額
0人	368万4000円
1人	406万4000円
2人	444万4000円
3人	482万4000円
1人増えるごとに38万円加算	

※所得(給与所得者は給与所得控除後の額)から控除可能なものを控除して所得を審査します。控除可能なものについては、お問い合わせください。  
※左表の所得限度額は、一律控除額8万円を加算して表示しています。

## 市税の納税通知書の発送と減免等のお知らせ

2024年度の納税通知書・税額通知書を右表のとおり発送します。納期限までに納付をお願いします。

※納税通知書到着後から1週間程度は、窓口が大変混み合いますのでご注意ください。

☎個人の市・都民税について=市民税課☎724-2114、2115、法人市民税について=市民税課☎724-3279、軽自動車税について=市民税課☎724-2113、固定資産税・都市計画税について=資産税課☎724-2116(土地)、2118(家屋)、2119(償却資産)、口座振替について=納税課☎724-2121

### スマホで!自宅でも!簡単納付!

スマートフォンを利用してキャッシュレスで市税の納付ができます。詳細は市HP(右記二次元コード)をご覧ください。

☎納税課☎724-2121



### 市税のお支払いが困難な方は早めのご相談を

令和6年能登半島地震等の災害や病気等、やむを得ない理由で市税の支払いが困難な方には、事情に応じた納税相談を実施しています。納税通知書が届きましたら、お早めにご相談ください。

☎納税課☎724-2121

	個人の市・都民税	法人市民税	軽自動車税(種別割)	固定資産税・都市計画税
発送日	6月10日 給与差し引きの方=5月17日に勤務先へ税額通知書を送付	-	5月10日(※1)	5月1日(※2)
納期限	第1期納期限=7月1日	-	5月31日	第1期納期限=5月31日
減免制度(※3)	①生活保護法の規定による保護を受けている方 ②災害で住宅や家財に損害を受けた方 等	収益事業を行っていない公益社団法人及び公益財団法人等(※4)	身体や精神に障がいのある方が使用する軽自動車等で、障がいの程度が一定の要件に該当する場合(※5)	①集会所や福祉施設、また一般に開放された遊び場や公園等、公益のために専用する固定資産(有料で利用するものは除く) ②災害等により価値を著しく減じられた固定資産 ③生活保護法により生活扶助を受けている方などの固定資産

- ※1 5月17日までに届かない場合は、市民税課諸税証明係(☎724-2113)へご連絡ください。
- ※2 5月13日までに届かない場合は、資産税課管理係(☎724-2530)へご連絡ください。
- ※3 各税目の納期限までに申請が必要です。申請を希望する方は納付前にご相談ください。
- ※4 該当すると思われる法人には、個別にご案内します。
- ※5 減免可能な台数は、普通自動車、軽自動車、二輪車及び原動機付自転車等を含めて、いずれか1台限りです。福祉事業に専用する車両等についても、減免となる場合があります。手続きに関する詳細は、市HPをご覧ください。